参考資料３

大阪府個人情報保護審議会ウェブ会議システム運営要項

(趣旨）

第１条　この要項は、大阪府個人情報保護審議会運営要領第10条の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「ウェブ会議システム」という。）によって行う大阪府個人情報保護審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催)

第２条　会長が必要と認めるときは、ウェブ会議システムを利用して会議を開くことができる。

(会議への出席)

第３条　ウェブ会議システムによる出席は、会議参加時に映像及び音声の送受信を必要とし、大阪府個人情報保護審議会規則（以下「審議会規則」という。）第４条第２項の規定による会議の出席とみなす。

２　前項の場合において、出席後に音声が送受信できなくなり、かつ、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。

３　ウェブ会議システムによる出席は、静寂な個室その他これに類する施設又は会長があらかじめ指定した施設で行わなければならない。

（部会）

第４条　審議会規則第５条の規定により置かれた部会について、ウェブ会議システムを利用して開く場合には、この要項に基づいて運営するものとする。

　附　則

この要項は、令和２年５月27日から実施する。

　附　則

この要項は、令和４年11月18日から実施する。